

## クローバー News

## 後見人の裁量とは何か

クローバー運営委員

川井 邦浩

私自身、精神科病院で勤務していますが、日頃、業務で後見人と関わる機会が多く、その中で最近、後見人の裁量について考えさせられる出来事が2つありました。

まず、自宅で生活する精神に障がいがある人の金銭管理に関する事柄です。選任前に通信販売で高額な買い物をされるのが続き、生活破綻をきたしたことから後見人が選任されました。本人も自覚されており、金銭の管理について意識されていますが、日用品の購入まで制限される言動がありました。例えば、本人が白髪染めを希望しても認めない、移動手段のため自転車の購入を希望しても認めず、どうしても購入するなら1万円以内の中古品を購入するよう指示するといったことがありました。その一方で、後見報酬の話はきちんとされており、一時的ではありますが、後見報酬を確保するために支出を制限していると本人が疑念を抱きました。

次に、本人との関係構築に関する事柄です。選任前に浪費する傾向があり、生活破綻をきたしたことから後見人が選任されました。本人も自覚されており、自分なりに工夫されていましたが、少し使い過ぎたことから相談したところ、追加で支出されず、かなり生活に困ったと感じることが何度かありました。その積み重ねが少しずつ後見人に対する疑念となり、本人が後見人を脅迫する行動を取りました。そこで後見人は本人が取った行動の原因を探るなど、まず本人の話聞き対処を検討しますが、この後見人は警察へ被害届を出すという行為を取りました。本人は警察に脅迫の容疑で逮捕され、一時身柄を拘束されました。

上記の事柄から、後見人としての裁量はどこにあるのかを考えさせられました。本人の意思決定支援を踏まえた関わりを意識し、本人ときちんと話ができれば、疑念等を避けることができたのではないかと考えます。今回体験したことを自分自身の後見活動を振り返るきっかけにしたいと感じました。



## ★★ペイオフ対策について★★

預金保険制度(以下、「ペイオフ」)は、万が一金融機関が破綻した場合に、預金者等の保護や資金決済の履行の確保を図ることによって、信用秩序を維持することを目的としています。ペイオフにより、定期預金や利息の付く普通預金等(以下、「有利息普通預金等」)は、預金者1人当たり、1金融機関ごとに合算され、元本1,000万円までと破綻日までの利息等が保護されます。それを超える部分は、破綻した金融機関の残余財産の状況に応じて支払われるため、一部支払われない可能性があります。

成年後見人に就職して、1,000万円を超える「有利息普通預金等」を1つの金融機関に預け入れたまま何も手立てを講じずに、その金融機関が破綻した場合は、善管注意義務をはたしていないと責任を指摘される可能性があります。

それでは、ペイオフ対策としてはどのようなことが考えられるでしょうか。一般的には、1つの金融機関に1,000万円以上預けずに、他行に分散して預け替えをします。しかし、例えば1億を超える「有利息普通預金等」を、10行以上の金融機関に分散させることは現実的ではありません。そうした場合、「有利息普通預金口座等」を「決済用普通預金口座」に切り替えるという方法が考えられます。「決済用普通預金口座」に利息はつきませんが、1,000万円を超えても全額ペイオフの対象となります。多くの金融機関では「決済用普通預金口座」へ切り替え後も、口座番号や届出印は変更されませんし、引落しや年金振込みなども継続しておこなわれます。どちらにしてもメリットとデメリットがありますので、家庭裁判所の相談のうえ対応すべきでしょう。

クローバー運営委員 / 安部 裕一

## 認定成年後見人ネットワーク クローバー 登録・受任・活動状況

### 1) 認定成年後見人ネットワーク クローバー登録者

2018年9月21日登録者 171名

ブロック	人数	都道府県支部内訳(※)
北海道ブロック	5	北海道 5
東北ブロック	12	青森 1、岩手 3、宮城 5、山形 2、福島 1
関東・甲信越ブロック	67	栃木 2、群馬 2、埼玉 13、千葉 9、東京 24、神奈川 9、新潟 1、山梨 4、長野 3
東海・北陸ブロック	21	岐阜 2、静岡 6、愛知 12、三重 1
近畿ブロック	12	京都 1、大阪 4、兵庫 7
中国ブロック	9	鳥取 1、島根 1、岡山 2、広島 3、山口 2
四国ブロック	7	徳島 1、愛媛 5、高知 1、
九州・沖縄ブロック	38	福岡 15、長崎 2、熊本 8、大分 1、宮崎 1、鹿児島 2、沖縄 9

※登録者の所属支部で算出。勤務先(勤務先なしの場合は自宅住所)が所在する都道府県。

### 2) 認定成年後見人ネットワーク クローバー受任状況

(2018年9月30日現在)

家庭裁判所等からの受任相談件数 243件

※クローバー開始時(2009年度)からの総数。

<b>内、正式受任 146件</b>	
<b>受任中 116件</b>	<b>受任終了 30件</b>
北海道 1、宮城 3、埼玉 4、千葉 1、東京 31、神奈川 6、山梨 1、岐阜 1、静岡 1、大阪 2、鳥取 2、山口 1、愛媛 1、福岡 29、熊本 20、宮崎 1、沖縄 4、家裁外 7	北海道 2、宮城 1、東京 14、静岡 1、愛知 1、大阪 1、愛媛 1、福岡 6、熊本 3
<b>内、受任前調整中 11件</b>	
東京 3、静岡 1、愛知 1、福岡 1、熊本 2、家裁外 3	
<b>内、受任不可 86件</b>	

※受任案件の取扱家庭裁判所の都道府県で算出。

## クローバー運営委員会新体制紹介

2018・2019年度のクローバー運営委員会委員です。  
このメンバーでクローバーの運営を進めて参りますので、みなさま、どうぞよろしくお願ひいたします！

(2018年9月30日現在)

	氏名	所属(役割)	所属支部
1	長谷川 千種	昭和大学附属烏山病院 (委員長)	東京都
2	齋藤 敏靖	東京国際大学 (副委員長)	埼玉県
3	岩崎 香	早稲田大学 人間科学学術院	埼玉県
4	毛塚 和英	地域生活支援センター プラッツ	東京都
5	浅沼 尚子	ソーシャルワーカー事務所 長楽庵	神奈川県
6	山口 雅弘	鷹岡病院	静岡県
7	岡田 昌大	こころのクリニック西尾	愛知県
8	川井 邦浩	阪南病院	大阪府
9	安部 裕一	北九州成年後見センター	福岡県
10	齋藤 憲磁	日本社会福祉士会 (外部委員)	東京都
11	今村 浩司	西南女学院大学 (助言者)	福岡県
12	笹木 徳人	グループホームあらかき (担当理事)	沖縄県
13	田村 綾子	聖学院大学 (担当副会長)	埼玉県

### 3) 認定成年後見人ネットワーク クローバー 活動状況

(2018年6月1日～2018年7月31日)

- 6月20日 成年後見制度利用促進のための地域連携ネットワークにおける中核機関の支援のあり方に関する調査研究事業第1回合同委員会(浅沼委員)
- 6月22日 第2回東京都クローバー登録者の集い
- 7月5日 名古屋家庭裁判所訪問(岡田委員)
- 7月6日 青森家庭裁判所弘前支部訪問、10日 青森家庭裁判所訪問、12日 五所川原支部訪問(藤林正雄/クローバー登録者)
- 7月10日 静岡家庭裁判所訪問(山口委員、静岡県支部)
- 7月13日 「成年後見制度における診断書の見直しについて」最高裁判所事務総局家庭局との打ち合わせ(木太常務理事、齋藤副委員長)、福島家庭裁判所白川支部、宇都宮家庭裁判所大田原支部訪問(富永和美/クローバー登録者)
- 7月18日 福岡家庭裁判所小倉支部訪問(吉永幸司/クローバー登録者)、静岡家庭裁判所富士支部訪問(山口委員)
- 7月23日 甲府家庭裁判所平成30年度家事関係機関との連絡協会(増田富美子/クローバー登録者)
- 7月24日 第2回埼玉県クローバー登録者の集い
- 7月25日 新潟家庭裁判所高田支部訪問(市川明美/クローバー登録者)

**編集後記:** 今回も後見人等を受任されている方(もちろん受任されていない方も)は一読される内容かと思ひます。実務的な内容となっています。個々の事案については、まずは家裁との相談が必要になってくるかと思ひますが、知識として参考にしていただければと思ひます。ご案内ですが、日本精神保健福祉士協会監修『よくわかる成年後見制度活用ブック』が発刊されました。是非ご一読を。(岡田昌大)